

「建設リサイクル法対象工事」
「電子縦覧対象工事」
「ワンデーレスポンス対象工事」
「週休2日確保対象工事」
「現場環境改善対象工事」
「遠隔確認対象工事」
「ICT施工技術対象工事」

特 記 仕 様 書

工事番号： 中農水（整）第8号

工 事 名： 平川第一頭首エストマネ第2号工事

工事場所： 南津軽郡大鰐町大字宿川原 地内

工 期： 契約締結の翌日 ～ 令和10年3月24日

第1章 総 則

この工事は、青森県農林水産部農村整備課制定「農村整備土木工事共通仕様書」及び、農林水産省農村振興局整備部設計課制定「施設機械工事等共通仕様書」に準拠するほか、本特記仕様書により施工するものとする。仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。

なお、「農村整備土木工事共通仕様書」は青森県庁、また「施設機械工事等共通仕様書」は農林水産省のホームページにおいて閲覧、ダウンロードが可能である。

○青森県庁HP【https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_koujisiyousyo.html】

○農林水産省HP【https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/k_kikai/index.html】

第2章 工事の内容

1. 目的	この工事は、県営平川第一頭首工地区基幹水利施設ストックマネジメント事業計画の一環として、頭首工改修を行う工事である。			
2. 工事場所	南津軽郡大鰐町大字宿川原 地内			
3. 工事概要	この工事の概要は、次のとおりである。			
	1) 頭首工 1式			
	2) 主要工事内訳			
	工 種	主な内容	数 量	備 考
	(1) ゴム引布製起伏堰製作据付工事			
	・ ゴム引布製起伏堰製作工	袋体、取付金具、給・排気設備	1式	
	・ 鋼製付属設備製作工	取水ゲートスクリーン	1式	
	・ ゴム引布製起伏堰据付工	袋体等撤去、据付	1式	
	・ 鋼製付属設備据付工	取水ゲートスクリーン撤去、据付	1式	
	・ 産業廃棄物処理工	金属くず、廃プラスチック	1式	
	(2) 土木工事			
	・ 構造物撤去工	コンクリート構造物取壊し	1式	
	・ 道路復旧工	安全施設工	1式	
・ 躯体工	二次コンクリート	1式		

3. 工事概要	工 種	主な内容	数 量	備 考
	・ 仮設工	仮設道路工、仮締切工、 排水処理工、除雪工	1 式	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。			

第3章 施工及び現場条件

下表項目、事項のうち該当欄は、工事施工に当たって制約等を受けることとなるので明示する。

なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない施工条件が発生した場合は、監督職員と協議し適切な処置を講ずるものとする。

明示事項		内容		
1. 工程関係	1. 工事日数又は工期	☒	工 期 令和 10 年 3 月 24 日 まで	
		☒	この工事は、2 年債務であり、契約年度内に出来高の確保が必要である。	
		☐	この工事は、工期の前に、建設資材や建設労働者などを確保できるよう「発注者指定方式」の「余裕期間制度」を活用する工事である。	
			工 期	△△ 〇 年 〇 月 〇 日 まで
			余裕期間	契約締結の翌日から 日以内
		☐	この工事は、工期の前に、建設資材や建設労働者などを確保できるよう「任意着手方式」の「余裕期間制度」を活用する工事である。なお、現場着手日は共通仕様書に定める工事着手を行う日であり、やむを得ない事情がある場合を除き休日とすることができない。	
			実工期	日間
			着手期限日	△△ 〇 年 〇 月 〇 日
			余裕期間	契約締結の翌日から 日以内
			留意事項	受注者は現場着手日報告書を提出することにより、請負契約を締結した翌日から発注者が設定する余裕期間内の任意の日を現場着手日として選択することができる。
	2. 週休 2 日の確保	この工事における週休2日確保工事の実施及び費用の計上は以下のとおりである。なお、実施方法及び経費補正等については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html		
	週休2日確保工事の実施方式			
	☒	発注者指定型（現場閉所）		
	☐	受注者希望型（交替制）※		
	☐	対象外		
※発注後、実施内容を協議すること				
対象工事				
	当初	変更		
ゴム引布製起伏堰製作据付工事	☒			
一般土木工事	☒			
週休2日の確保に係る費用の計上				
当初	変更	計上している費用		
☒	☐	週単位の週休 2 日を想定した経費補正		
☒	☐	月単位の週休 2 日を想定した経費補正		
☐	☐	交替制による週単位の週休 2 日を想定した経費補正		
☐	☐	交替制による月単位の週休 2 日を想定した経費補正		
☐	☐	費用の計上を行っていない		
対象期間に含めない期間のうち、「設計図書において対象外としている期間」、「災害対応等、受注者の責によらない作業が行われている期間」及び「その他、協議により対象外と認められる期間」は以下のとおりである。				

明示事項		内容				
1. 工程関係	3. 他の工事に関連する制約の有無 ☐ 有 ☒ 無		他の工事の名称	発注者等名	期間	
		①			～	
		②			～	
		③			～	
			制約内容			
		①				
		②				
		③				
		4. 関係機関等との協議に伴う制約の有無 ☒ 有 ☐ 無		関係機関名称	協議事項	期間
			①	東北地方整備局	河川法第24条	R7. 10. 20 ～ R10. 3. 31
	河川法第26条第1項					
	②		大鰐町	道路協議	施工期間中 ～	
			制約内容			
	①		河川内工事は、非出水期の11月1日～3月31日とする。			
	2. 第三者に対する措置関係	1. 公害防止に伴う対策の有無 ☐ 有 ☒ 無		公害の種別	対象工種	作業期間
			①	☐ 騒音		～
②			☐ 振動		～	
③			☐ 濁水		～	
④			☐ 粉塵		～	
			対策方法		基準等	
①						
②						
③						
④						
2. 防護施設による対策の有無 ☐ 有 ☒ 無		対象工種又は区間		危険要因	対策方法	
3. 保安設備、保安要員配置の指定の有無 ☐ 有 ☒ 無		対象工種又は区間		規格・規模	配置期間及び時間帯	
4. 搬入路としての一般道路指定の有無 ☐ 有 ☒ 無		搬入経路	使用期間	使用時間帯		
	①		～	～		
	②		～	～		
	③		～	～		
		制限の内容	使用中の管理の内容	使用後の補修内容		
	①					
	②					
	③					

明示事項		内容		
2. 第三者に対する措置関係	5. 重量制限の有無 ☐ 有 ☒ 無	制限される場所・施設名等	管理者	制限の内容
3. 仮設関係	1. 仮設道路 ☒ 有 ☐ 無 ☒ 指定 ☐ 任意	設置場所	河川内仮設ヤード進入路	
		規格・構造	盛土(岩ズリ)	
		設置期間	R9年11月 ~ R10年3月	
		安全施設の内容		
		維持補修等の内容	路面の不陸整正、散水	
		工事終了後の処置	撤去・原形復旧	
		その他留意事項		
	2. 仮設道路 ☒ 有 ☐ 無 ☒ 指定 ☐ 任意	設置場所	堤防道路（一級河川岩木川水系平川(右岸側)）	
		規格・構造	盛土(山土)	
		設置期間	施工期間中 ~	
		維持補修等の内容		
		工事終了後の処置	道路補修（補足材 RC-40）	
		その他留意事項	撤去・原形復旧	
	3. 仮設水路 ☐ 有 ☒ 無 ☐ 指定 ☐ 任意	設置場所		
		規格・構造		
		設置期間		
		維持補修等の内容		
		工事終了後の処置		
		その他留意事項		
	4. 仮回し水路 ☐ 有 ☒ 無 ☐ 指定 ☐ 任意	設置場所		
		規格・構造		
		設置期間		
		維持補修等の内容		
		工事終了後の処置		
		その他留意事項		
	5. 水替工 ☒ 有 ☐ 無 ☐ 指定 ☒ 任意	設置場所	仮締切工内	
		規格・構造	水中ポンプ φ100	
		設置期間	施工期間中 ~	
		維持補修等の内容	通水能力の確保、排水ホースの破裂防止	
		工事終了後の処置	撤去・原形復旧	
		その他留意事項		
	6. 仮締切工 ☒ 有 ☐ 無 ☒ 指定 ☐ 任意	設置場所	河川内	
		規格・構造	耐候性大型土のう(4段積)及び盛土(岩ズリ)	
設置期間		R9年11月 ~ R10年3月		
維持補修等の内容		路面の不陸整正、散水		
工事終了後の処置		撤去・原形復旧		
その他留意事項		河道側に止水シートを敷設する計画としている。		

明示事項		内容																																																																																																							
3. 仮設関係	7. 仮設足場 ☐ 有 ☒ 無 ☐ 指定 ☐ 任意	設置場所																																																																																																							
		規格・構造																																																																																																							
		設置期間	～																																																																																																						
		維持補修等の内容																																																																																																							
		工事終了後の処置																																																																																																							
		その他留意事項																																																																																																							
	8. 除雪工 ☒ 有 ☐ 無 ☐ 指定 ☒ 任意	除雪場所	工事用道路																																																																																																						
		規格・構造	機械除雪又																																																																																																						
		除雪期間	R9年12月 ～ R10年3月																																																																																																						
		維持補修等の内容																																																																																																							
		工事終了後の処置																																																																																																							
		その他留意事項																																																																																																							
	4. 建設副産物関係	1. 建設発生土の搬出 ☒ 有 ☐ 無	この工事において発生する建設発生土の搬出は、以下のとおりである。 なお、搬出作業完了後、搬出先の管理者等に対し受領書の交付を求めること。																																																																																																						
			<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">搬出先の情報</td> <td>名称等</td> <td>民地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>大鰐町大字三ツ目内地内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理者</td> <td>あり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運搬距離</td> <td>D=1.0km</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">搬出する土砂</td> <td>土質区分</td> <td>①第1種 ②第3種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搬出量(m3)*</td> <td>①V=4,160m3 ②V= 233m3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用用途</td> <td>一時堆積</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">法規制等の有無</td> <td rowspan="3">盛土規制法</td> <td>該当の有無</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>許可・届出</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>許可番号等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">土地所有者等の同意</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">土壌汚染対策法</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他法令等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">設計上の取扱い</td> <td>B指定処分</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">搬出時期</td> <td>施工期間中</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他条件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">*搬出量は地山相当(C=1.0、L=1.0)の数量である。</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="14">2. 建設発生土の搬入 ☒ 有 ☐ 無</td> <td colspan="2">この工事において使用する建設発生土の搬入は、以下のとおりである。 なお、搬入完了後、発生場所の管理者等に対し受領書を交付すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">搬入元の情報</td> <td>名称等</td> <td>※上記搬出先に同じ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理者</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運搬距離</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">搬入する土砂</td> <td>土質区分</td> <td>第1種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搬入量(m3)*</td> <td>V=4,160m3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用用途</td> <td>仮盛土材</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">搬入時期</td> <td>R9.11.1から順次</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他条件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">*搬入量は地山相当(C=1.0、L=1.0)の数量である。</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table></td></tr></table>		搬出先の情報	名称等	民地		所在地	大鰐町大字三ツ目内地内		管理者	あり		運搬距離	D=1.0km		搬出する土砂	土質区分	①第1種 ②第3種		搬出量(m3)*	①V=4,160m3 ②V= 233m3		利用用途	一時堆積		法規制等の有無	盛土規制法	該当の有無	なし		許可・届出			許可番号等			土地所有者等の同意				土壌汚染対策法		なし		その他法令等				設計上の取扱い		B指定処分		搬出時期		施工期間中		その他条件				*搬出量は地山相当(C=1.0、L=1.0)の数量である。				2. 建設発生土の搬入 ☒ 有 ☐ 無	この工事において使用する建設発生土の搬入は、以下のとおりである。 なお、搬入完了後、発生場所の管理者等に対し受領書を交付すること。		<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">搬入元の情報</td> <td>名称等</td> <td>※上記搬出先に同じ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理者</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運搬距離</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">搬入する土砂</td> <td>土質区分</td> <td>第1種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搬入量(m3)*</td> <td>V=4,160m3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用用途</td> <td>仮盛土材</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">搬入時期</td> <td>R9.11.1から順次</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他条件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">*搬入量は地山相当(C=1.0、L=1.0)の数量である。</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		搬入元の情報	名称等	※上記搬出先に同じ		所在地			管理者			運搬距離			搬入する土砂	土質区分	第1種		搬入量(m3)*	V=4,160m3		利用用途	仮盛土材		搬入時期		R9.11.1から順次		その他条件				*搬入量は地山相当(C=1.0、L=1.0)の数量である。		
搬出先の情報			名称等	民地																																																																																																					
			所在地	大鰐町大字三ツ目内地内																																																																																																					
			管理者	あり																																																																																																					
			運搬距離	D=1.0km																																																																																																					
搬出する土砂			土質区分	①第1種 ②第3種																																																																																																					
			搬出量(m3)*	①V=4,160m3 ②V= 233m3																																																																																																					
			利用用途	一時堆積																																																																																																					
法規制等の有無			盛土規制法	該当の有無	なし																																																																																																				
				許可・届出																																																																																																					
				許可番号等																																																																																																					
			土地所有者等の同意																																																																																																						
			土壌汚染対策法		なし																																																																																																				
その他法令等																																																																																																									
設計上の取扱い		B指定処分																																																																																																							
搬出時期		施工期間中																																																																																																							
その他条件																																																																																																									
*搬出量は地山相当(C=1.0、L=1.0)の数量である。																																																																																																									
2. 建設発生土の搬入 ☒ 有 ☐ 無		この工事において使用する建設発生土の搬入は、以下のとおりである。 なお、搬入完了後、発生場所の管理者等に対し受領書を交付すること。																																																																																																							
		<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">搬入元の情報</td> <td>名称等</td> <td>※上記搬出先に同じ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理者</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運搬距離</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">搬入する土砂</td> <td>土質区分</td> <td>第1種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搬入量(m3)*</td> <td>V=4,160m3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用用途</td> <td>仮盛土材</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">搬入時期</td> <td>R9.11.1から順次</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他条件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">*搬入量は地山相当(C=1.0、L=1.0)の数量である。</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		搬入元の情報	名称等	※上記搬出先に同じ		所在地			管理者			運搬距離			搬入する土砂	土質区分	第1種		搬入量(m3)*	V=4,160m3		利用用途	仮盛土材		搬入時期		R9.11.1から順次		その他条件				*搬入量は地山相当(C=1.0、L=1.0)の数量である。																																																																						
		搬入元の情報	名称等		※上記搬出先に同じ																																																																																																				
			所在地																																																																																																						
			管理者																																																																																																						
			運搬距離																																																																																																						
		搬入する土砂	土質区分	第1種																																																																																																					
			搬入量(m3)*	V=4,160m3																																																																																																					
			利用用途	仮盛土材																																																																																																					
	搬入時期		R9.11.1から順次																																																																																																						
	その他条件																																																																																																								
	*搬入量は地山相当(C=1.0、L=1.0)の数量である。																																																																																																								

明示事項		内容				
4. 建設副産物関係	3. 建設発生土を除く指定副産物の有無 ☒ 有 ☐ 無		種別	発生量	運搬距離	再生処理施設所在地
		①	コンクリート塊(鉄筋)	357.0 t	9.0 km	平川市唐竹山下地内
		②	廃プラスチック	5.8 t	16.0 km	田舎館村大字高樋地内
		③		t	km	
		④		t	km	
		⑤		t	km	
			再生処理施設名	備考		
		①	(株)中清 中清リサイクル			
		②	(株)丸勝小野商事 マルガリサイクルセンター			
		③				
		④				
		⑤				
		上記の処理場は設計積算上での条件明示であり、処理場を指定するものでない。ただし、上記の処理場以外で処理する場合は、監督職員の承諾を得ること。				
		4. 指定副産物を除く建設廃棄物の有無 ☒ 有 ☐ 無		種別	発生量	運搬距離
	①		鉄スクラップ	2.0 t	13.0 km	黒石市内
	②			t	km	
	③			t	km	
			産業廃棄物処理施設名	備考		
	①		※	※設計積算上は買取の想定としており、買取先について監督職員と協議して決めるものとする。なお、買取不可の場合も同様とする。		
	②					
	③					
	上記の処理場は設計積算上での条件明示であり、処理場を指定するものでない。ただし、上記の処理場以外で処理する場合は、監督職員の承諾を得ること。					
	5. 産業廃棄物税計上の有無 ☐ 有 ☒ 無		この工事で発生する建設廃棄物については、青森県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること			
		有 : この工事では、青森県産業廃棄物税相当額を計上している				
無 : この工事では、青森県産業廃棄物税相当額を計上していないが、必要に応じ設計変更で対応する						
6. 建設副産物の現場内での減量化・再利用の有無 ☐ 有 ☒ 無		種別	減量化の内容		再利用の方法	
7. 再生資材利用の有無 ☐ 有 ☒ 無		再生資材の名称	規格		使用箇所	
5. 工事支障物件等	1. 占用物件等の工事支障物件の有無 ☐ 有 ☒ 無		支障物件名	管理者名	場所	協議の状況
		①				
		②				
		③				
			移設時期	工事方法	条件等	
		①				
		②				
		③				

明示事項		内容						
5. 工事支障物件等	2. 占用物件工事との重複施工の有無 ☐ 有 ☒ 無		占用物件名		管理者名		重複する工種	
		①						
		②						
		③						
			重複する期間			対応内容		
		①	～					
		②	～					
		③	～					
6. 工事用電力	1. 全般	工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。						
	2. 仮設電気設備の指定の有無 ☐ 有 ☒ 無 ※各設備の詳細は、図面参照	供給地点及び責任分界点					設置期間	
		受電設備	契約電力	電圧	相数	備考		
			kw	V				
		配電設備	架空線	回線	線式	電線規格	延長	
				1 回線			m	
				2 回線			m	
			ケーブル	電線規格	延長	備考		
					m			
					m			
		分電盤設備	相数	線式	箇所数	対象機器		
					カ所			
					カ所			
		7. 各工種の留意点	1. 共通仕様書に定める以外の施工条件の有無 ☒ 有 ☐ 無	工種名		施工条件		
ゴム引布製起伏堰製作据付工事				別紙「ゴム引布起伏堰製作据付工事 特記仕様書」のとおり。				
2. 共通仕様書に定める以外の施工又は品質管理基準の有無 ☐ 有 ☒ 無	工種名		項目	施工又は品質管理基準				
3. 共通仕様書に定める施工又は品質管理基準の変更又は適用除外の有無 ☐ 有 ☒ 無	工種名		項目	施工又は品質管理基準				

明示事項		内容					
7. 各工種の留意点	4. 共通仕様書に定める以外の施工検査の有無 ☐ 有 ☒ 無	工種名	検査時期	検査項目	規格値等		
	5. 共通仕様書に定める施工検査の変更又は適用除外の有無 ☐ 有 ☒ 無	工種名	検査時期	検査項目	規格値等		
	6. 監督職員立会の上、施工すべき工種の有無 ☐ 有 ☒ 無	工種名	工事段階		備考		
8. その他	1. 発注者が確保している工事用地の有無 ☐ 有 ☒ 無		場所	面積 (㎡)	用途		
		①		㎡			
		②					
		③					
			使用時の条件		返還時の条件		
		①					
		②					
		③					
		2. 工事現場発生品の有無 ☐ 有 ☒ 無	品名	数量	引渡し場所	引渡し時期	運搬距離
							km
						km	
						km	
	3. 支給材料及び貸与品の有無 ☒ 有 ☐ 無 ☒ 支給材料 ☐ 貸与品		品名	数量	構造・規格等	使用目的・箇所	
		①	大型土のう	976袋		仮締切工	
		②	岩ズリ	4,670m3		仮締切工ほか	
		③					
			引渡し場所	返納場所	条件	引渡し時期	
		①	仮置き場所	引渡し場所に同じ		R9.3.下旬	
		②	〃	〃		〃	
		③					
		4. 随意契約工事に伴う間接費等調整の有無 ※この工事は、右記工事と間接費等の調整を行っている。 ☐ 有 ☒ 無	工事番号	工事名		場所	

明示事項		内容			
8. その他	5. 各種調査の有無 ※右記調査については、共通仕様書に基づき協力すること。 ☐ 有 ☒ 無		調査名称	内容	調査費計上の有無
		①			
		②			
		③			
			調査要領等		
		①			
		②			
		③			
		6. 中間検査の有無 ☐ 有 ☒ 無	工種等	検査時期	その他
	7. 部分引渡しの有無 ☐ 有 ☒ 無	指定部分		引渡し時期	
	8. 部分使用の有無 ☐ 有 ☒ 無	使用箇所	使用期間	その他	
			～		
			～		
			～		
	9. 監督職員の検査を受けて使用すべき材料の有無 ☐ 有 ☒ 無	材料名	工事段階	備考	
	10. 監督職員の立会いの上で調合すべき材料の有無 ☐ 有 ☒ 無	材料名	工事段階	備考	
	11. 調合について監督職員の見本検査を受ける材料の有無 ☐ 有 ☒ 無	材料名	工事段階	備考	
12. 地盤情報登録の有無 ☐ 有 ☒ 無	この工事は、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない工事である。詳細は、一般財団法人国土地盤情報センターホームページ (https://ngic.or.jp) 参照のこと。				

明示事項		内容																																														
8. その他	13. 現場環境改善費計上の有無	この工事における現場環境改善の実施及び費用の計上は以下のとおりである。なお、実施方法及び経費補正等については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 ※熱中症対策・防寒対策に要する費用は、率計上とは別に積上げ計上とすることができる。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukan <table border="1"> <tr> <th colspan="2">現場環境改善の実施について</th> <th colspan="2">現場環境改善費の計上方法</th> </tr> <tr> <td></td> <td>当初</td> <td>変更</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>✓</td> <td></td> <td>率計上</td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td></td> <td></td> <td>積上げ計上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計上していない</td> </tr> </table> 対象工事 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>当初</td> <td>変更</td> </tr> <tr> <td>ゴム引布製起伏堰製作据付工事</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般土木工事</td> <td>✓</td> <td></td> </tr> </table> 発注者による実施内容の指定 <table border="1"> <tr> <th>実施項目</th> <th>指定の有無</th> <th>指定する内容</th> </tr> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>無（任意）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>無（任意）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>無（任意）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>無（任意）</td> <td></td> </tr> </table>			現場環境改善の実施について		現場環境改善費の計上方法			当初	変更		対象	✓		率計上	対象外			積上げ計上				計上していない		当初	変更	ゴム引布製起伏堰製作据付工事			一般土木工事	✓		実施項目	指定の有無	指定する内容	仮設備関係	無（任意）		営繕関係	無（任意）		安全関係	無（任意）		地域連携	無（任意）	
	現場環境改善の実施について		現場環境改善費の計上方法																																													
		当初	変更																																													
対象	✓		率計上																																													
対象外			積上げ計上																																													
			計上していない																																													
	当初	変更																																														
ゴム引布製起伏堰製作据付工事																																																
一般土木工事	✓																																															
実施項目	指定の有無	指定する内容																																														
仮設備関係	無（任意）																																															
営繕関係	無（任意）																																															
安全関係	無（任意）																																															
地域連携	無（任意）																																															
	14. 熱中症対策に資する現場管理費の補正の有無 ☐ 有 ☒ 無	実施方法及び経費補正等については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html																																														
	15. ICT施工の実施	この工事におけるICT活用工事の実施及び費用の計上は以下のとおりである。なお、実施方法及び経費補正等については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html 対象工種及び費用の計上 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">発注者 指定型</th> <th rowspan="2">受注者 希望型</th> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="2">費用の計上</th> </tr> <tr> <th>当初</th> <th>変更</th> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>土工</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>ほ場整備工</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>舗装工</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>暗渠排水工</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>地盤改良工</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>小規模土工</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇工</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table> 上表において、発注者指定型及び受注者希望型のどちらにも✓がない場合でも、受注者が希望する場合は、協議のうえ受注者希望型と同様の取扱とする。			発注者 指定型	受注者 希望型	工 種	費用の計上		当初	変更	-	-	土工	-		-	-	ほ場整備工	-		-	-	舗装工	-		-	-	暗渠排水工	-		-	-	地盤改良工	-		-	-	小規模土工	-		-	-	〇〇工	-			
発注者 指定型	受注者 希望型	工 種	費用の計上																																													
			当初	変更																																												
-	-	土工	-																																													
-	-	ほ場整備工	-																																													
-	-	舗装工	-																																													
-	-	暗渠排水工	-																																													
-	-	地盤改良工	-																																													
-	-	小規模土工	-																																													
-	-	〇〇工	-																																													

明示事項		内容							
8. その他		3次元設計データの有無 <table><tr><td></td><td>有</td></tr><tr><td>✓</td><td>無</td></tr><tr><td></td><td>その他</td></tr></table>		有	✓	無		その他	施工に必要となる3次元設計データのうち、この工事で作成が必要な範囲
		有							
✓	無								
	その他								
	16. BIM/CIMの活用 ☐ 有 ☒ 無	8. その他 29. BIM/CIMの活用についてのとおり。							

8. その他

17. 青森県認定リサイクル製品の使用

この工事は「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」に基づき、下記の「青森県認定リサイクル製品」を使用し工事を実施するよう努めるものとする。

なお、「青森県認定リサイクル製品」の入手が困難な場合のほか使用できない理由がある場合は、その旨を「書面」で提出し、監督職員の承諾を得て新材製品を使用するものとする。(Aグループのみ)

【青森県認定リサイクル製品優先使用指針-使用上のグループ区分に基づく認定製品の使用】

Aグループ	特段の理由がない限り、優先使用に努める。
Bグループ	試験的な使用等、積極使用に努める。

※ 使用上のグループ区分は、価格と施工実績によるもので製品の優劣で定めたものではない。

Bグループの製品であっても使用できる工種がある場合は使用するよう努めるものとする。

製品のパンフレット、優先使用指針及び使用上のグループ区分は、下記の資源循環推進課ホームページに掲載しています。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/nintei_recycle.html

18. 余裕期間制度

(1) 余裕期間内においては、監理技術者等（現場代理人を含む）の設置を要しない。
 (2) 余裕期間内においては、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
 (3) 受注者は、余裕期間内において、下請との契約、作業員・建設資機材等の確保（現場への搬入を除く）及び関係機関への協議文書等の届出など、工事準備に該当しない準備を行うことができる。
 (4) 受注者は、余裕期間内において、現場事務所等の設置、測量、詳細設計・工場製作（施設機械工事等共通仕様書に基づいて実施するもの）、資機材の工事現場への搬入、仮設物の設置等の工事準備、及び工事を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。
 (5) 余裕期間内における現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。
 (6) 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。
 (7) CORINSへの登録について、技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。
 (8) 余裕期間制度については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html

19. 週休2日確保工事について

(1) この工事は、週休2日に取り組むことを指定する工事であり、受注者は週休2日の確保に取り組まなければならない。
 (2) 受注者は、工事着手日までに、週休2日の確保を考慮した工程を検討のうえ、現場閉所日が確認できる施工計画書を作成し、週休2日を確保するために必要な工期及び工程について発注者と協議する。
 (3) 実施方法及び経費補正等については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html

20. 工事現場等における遠隔確認について

(1) この工事は、農業農村整備事業における工事現場等遠隔確認試行要領に基づき施工検査等の遠隔確認を実施することができる。

(2) 受注者は、工事現場等における遠隔確認を実施する場合は、施工計画書に遠隔確認の実施方法等を記載するとともに、監督職員と協議すること。 (3) 農業農村整備事業における工事現場等遠隔確認試行要領等については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html	21. 1日未満で完了する作業の積算方法について (1) この工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。 (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要なとなる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）監督職員に提出すること。実際費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。 (6) 1日未満積算基準「4 判定方法（3）判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、第〇章〇施工箇所が点在する工事の積算方法の箇所とする。 (7) 農業農村整備事業における1日未満で完了する作業の積算方法及び時間的制約を受ける工事の積算方法については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html
22. 快適トイレの導入に関する試行について (1) この工事は、建設現場を誰もが働きやすい環境とする取組の一環として、快適に使用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）の設置について、監督職員と協議し、変更契約時において、その設置に必要な費用を計上する試行工事である。 (2) 受注者が「快適トイレ」の設置を希望する場合は、快適トイレの導入に関する試行要領に基づき実施できる。 (3) 快適トイレの設置に要する費用については、当初は計上していない。受注者は、快適トイレであることを示す書類及び見積書等を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議すること。 (4) 農業農村整備事業における快適トイレの導入に関する試行要領については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html	23. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更の運用について (1) この工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 (2) 受注者が、地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更を希望する場合は、地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更の運用に基づき監督職員と協議すること。 (3) 農業農村整備事業における地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更の運用については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html
24. 運搬費及び準備費の設計変更の運用について (1) この工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費 (2) 受注者が、運搬費及び準備費の設計変更を希望する場合は、運搬費及び準備費の設計変更の運用に基づき監督職員と協議すること。	

(3) 農業農村整備事業における運搬費及び準備費の設計変更の運用については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html
25. 冬期施工における現場管理費の補正について 実施方法及び経費補正等については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html

第4章 設計変更の手続き

設計変更等については、契約書第18条から第24条及び共通仕様書共通編1-1-14から1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」（青森県 農林水産部農村整備課）によるものとする。

「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」は、農村整備課ホームページを参照すること。
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html

第5章 使用材料の品質規格等

設計図書に記載された材料のうち、材料内訳及び規格・材質等について詳細な記載がない、又は共通仕様書と異なる規格とする材料について、以下に示す。

(1) レディミクストコンクリート

この工事で使用するレディミクストコンクリートは、下表によるものとし、レディミクストコンクリートに使用するセメントは、普通ポルトランドセメントとする。

種類	規格	最大水セメント比	備考
鉄筋コンクリート	21-8-25	60%	二次コンクリート
無筋コンクリート	18-8-40	65%	一般構造物

(2) その他

下記に示す材料は、使用前に見本、カタログ、試験成績書等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

材料名	規格・寸法・材質	備考
山土		
止水シート	軟質塩化ビニルシート 0.5mm	
その他、使用材料全般		

第6章 排出ガス対策型建設機械

排出ガス対策型建設機械が使用できない場合には、使用できない理由を書面（工事打合簿）により提出し、監督職員の承諾を受けることとする。

第7章 資源有効利用促進法省令に基づく建設副産物の取扱いについて

1. コブリス・プラスの活用

全ての工事は、コブリス・プラスの登録対象工事であり、受注者は、施工計画書作成時、工事完成時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかにコブリス・プラスにデータの入力を行うものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 建設発生土の搬出に係る事前確認

受注者は、建設発生土を工事現場から搬出する場合、再生資源利用促進計画の作成に先立ち、工事現場における土壌汚染対策法等に基づく手続きの状況や、搬出先における盛土規制法等による規制の有無及び許可等について、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は3の再生資源利用促進計画書に添付して提出するものとする。

3. 再生資源利用（促進）計画書の作成

共通仕様書第1編1-1-19「建設副産物」において定める再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書は、コブリス・プラスを使用して作成し、施工計画書にその写しを添付して提出するものとする。

なお、施工計画書の作成が不要な工事及び記載内容に変更が生じた場合は、工事打合簿に添付して提出するものとする。

4. 再生資源利用（促進）計画書等の掲示

受注者は、3において作成した再生資源利用（促進）計画書及び2において作成した確認結果票の写しを工事現場内の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

5. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設発生土の搬出を他の者に委託しようとする場合、運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画書の内容及び3の確認結果を通知しなければならない。

6. 建設発生土に係る受領書の交付

建設発生土を搬出した工事の受注者は、建設発生土の搬出が完了したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

また、建設発生土を受け入れた工事の受注者は、受領書の交付を求められた際は、受領書を交付しなければならない。

7. 再生資源利用（促進）実施書の作成

共通仕様書第1編1-1-19「建設副産物」において定める再生資源利用促進実施書及び再生資源利用実施書は、コブリス・プラスを使用して作成し、監督職員に提出するものとする。

8. 作成書類の保管

受注者は、6において受領した受領書及び7において作成した再生資源利用（促進）実施書を工事の完成日から5年間保管するものとする。

第8章 その他の特記事項

この工事に係るその他の特記事項は、下表のとおりとする。

特記事項	特記事項の内容
「青森県リサイクル製品認定制度」に基づく認定リサイクル製品の使用について	認定リサイクル製品を使用する場合は、様式（28）に必要事項を記入のうえ、公衆の見やすい場所に掲示すること。
低入札調査契約	低入札価格調査制度により落札された場合は、契約から14日以内に法定福利費を明示した工事打合簿を監督職員に提出すること。また、施工検査（工事段階検査……各工種）の実施について、施工計画書を基に打合せをする。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条について	（法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。） 法第12条第1項の規定による説明（書面の様式については監督職員の指示による）については、落札者は契約前に当該報告を監督職員に対して行うものとする。 落札者は、監督職員への説明時に交付した書面と同じものを契約事務担当職員に提出するものとする。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条について	（法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。） 法第18条第1項の規定による報告（書面の様式については監督職員の指示による）については、受注者は再資源化等が完了したときは、当該報告を監督職員に対して行うものとする。
完成検査申請等	完成検査実施予定の前月15日までに予定日を監督職員に報告のこと。

特記事項	特記事項の内容
施工体制の自己点検	受注者は、共通仕様書第1編1-1-10「施工体制台帳」において提出が義務付けられている施工体制台帳について、「青森県県土整備部建設工事施工体制点検要領」を農林水産部に読み替えて適用している「青森県農林水産部建設工事施工体制点検要領」に基づき施工体制の自己点検を実施し、施工体制台帳並びに確認・点検した第1号様式、第2号様式、第3号様式及び第4号様式を監督職員に提出するものとする。要領は、青森県ホームページ 【https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/sekoutaisei.html】に掲載されている。
青森県農林水産部請負工事成績評定要領第4条5項について	(請負代金が500万円以上の工事の場合に限る。) 受注者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式26、27により提出できる。 なお、本要領は、青森県県土整備部請負工事成績評定要領を農林水産部に読み替えて適用しており、青森県庁のホームページ 【https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/koujiseiseki.html】に掲載されている。
暴力団員等による不当介入に対する通報・報告義務	受注者は、受注者及び下請負者に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
色彩等の景観形成	色彩等の景観については、青森県景観条例に基づき「青森県公共事業景観形成基準」を遵守し、「青森県景観色彩ガイドプラン」に配慮すること。関連資料は、青森県庁ホームページ 【https://www.pref.aomori.lg.jp/life/keikan/keikan-daikibo-1-2todokede.html】に掲載されている。
電子納品対象工事	この工事は、電子納品対象工事である。 電子成果品の作成は、「青森県電子納品運用ガイドライン」に基づき進めること。 なお、国土交通省が定める電子納品に関する要領・基準は、国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページ【https://www.cals-ed.go.jp/】から閲覧、ダウンロードできる。 また、「青森県電子納品運用ガイドライン」は、青森県庁のホームページ【https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/ken-gijutsu.html】の「CALS/EC」のページよりダウンロードできる。
再生材の入手不可能な場合の対応について	再生材の入手が不可能であると確認された場合は、設計変更で新材使用とする。 なお、入手不可能の確認は、受注者が供給可能量を調査し（再生砕石等は現場から40km以内、再生アスファルト混合物の場合は現場から40km以内または運搬時間1.5時間以内の全プラント）、監督職員へ「再生資材入手不可能による新材使用への変更依頼」を提出して行うものとする。（別表－1、2）
一括計上価格について	この工事に計上する一括計上価格は、最低制限価格の算出において直接工事費として取り扱うものとする。
ワンデーレスポンス実施対象工事	- この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。 「ワンデーレスポンス」とは 受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 - 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。 - 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

特記事項	特記事項の内容
ウィークリースタンスの推進	この工事は、受発注者協力のもと、建設業の働き方改革推進のため、ウィークリースタンス等の推進を図ることとし、下記の事項について工事着手前に受発注者間で共有し、工事を進めていくこととする。 1. 打ち合わせ時間の配慮 打ち合わせは、勤務時間内におこなう。 2. 資料作成依頼の配慮 資料作成依頼は、休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう十分に配慮する。 3. ワンデーレスポンスの再徹底 問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。
青森県農村整備課発注工事におけるデジタル工事写真の黒板情報電子化について	デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。 この工事でデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の 1. から 4. の全てを実施することとする。 1. 対象機器の導入 受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「2-2 撮影 方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC暗号リスト)」 (URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」) に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、この工事での使用機器について提示するものとする。 なお、使用機器の事例として、URL「https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。 2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入 受注者は、同条 1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。 3. 黒板情報の電子的記入の取扱い この工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準に準ずるが、同条 2. に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。 4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品 受注者は、同条 2. に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL「https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

特記事項	特記事項の内容
工事情報共有システム（ASP）について	この工事において、工事情報共有システム（ASP）を利用することを原則とする。なお、通信環境が確保できない場合など、工事情報共有システム（ASP）利用基準で対象外とすることができる場合は、監督職員とシステムの利用について協議すること。 青森県農村整備課所管工事における工事情報共有システム利用基準については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html
法定外労災保険の契約	この工事において、受注者は労働者災害補償保険法に基づく労災保険のほかに法定外の労災保険の契約を締結しなければならない。保険証券等を監督職員に提示し、確認を受けること。
工事書類の標準化	「土木工事共通仕様書（様式集）」の一部様式を含む県の工事関係書類については、県様式に加え国様式の提出も認めるものとする。 ただし、国様式の「工事名」欄には、「工事番号」と「工事名」を記載すること。
週休2日制普及促進DAYアンケートの提出	準備・後片付け期間を除く施工期間に毎週土曜日に行われる「週休2日制普及促進DAY」が含まれる全ての工事の受注者（現場代理人等）及び下請人は回答に協力すること。 【回答用URL】 https://forms.office.com/r/uUn9bnSZE8?origin=lprLink 

第9章 提出書類

(1) 契約書に基づいて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
指導調整課	工事工程表	契約締結後14日以内	1部	3条	
指導調整課	現場代理人等通知書	着工時	1部	10条	
監督職員	工事履行報告書	毎月1回監督職員の指定する日	1部	11条	毎月1部提出のこと
監督職員	完成届	工事完成の日から5日以内	1部	31条	
監督職員	引渡書	工事完成検査合格後	1部	31条	
監督職員	請求書	工事完成検査合格後	1部	32条	

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
指導調整課	請負代金内訳書	契約締結後14日以内	1部	3条	3条(A)(B)適用の場合
指導調整課	現場代理人等変更通知書	必要の都度	1部	10条	
監督職員	材料確認書	必要の都度	1部	13条	
監督職員	確認・立会依頼書	必要の都度	1部	14条	
監督職員	支給品受領書	引渡しの日から7日以内	1部	15条	
監督職員	貸与品借用(返納)書	引渡しの日から7日以内	1部	15条	
監督職員	工期延期届	必要の都度	1部	21条	

(3) 仕様書に基づいて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	共通仕様書 ※1	備考
監督職員	工事打合簿	着工前及び必要の都度	1 部	第1編1-1-7	※2 工事材料
監督職員	再生資源利用計画書	着工前及び必要の都度	1 部	第1編1-1-19	
監督職員	再生資源利用促進計画書	着工前及び必要の都度	1 部	第1編1-1-19	
監督職員	再生資源利用実施書	工事完成後速やかに	1 部	第1編1-1-19	
監督職員	再生資源利用促進実施書	工事完成後速やかに	1 部	第1編1-1-19	
監督職員	工事写真	工事完成の日から5日以内及び必要の都度	1 部	第1編1-1-21	工事写真全部 (CD-R等) 着工前・完成のみ (印刷物)
			1 部		
監督職員	施工管理図表	工事完成の日から5日以内及び必要の都度	1 部	第1編1-1-24	出来形管理図表及び 品質管理図表

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	共通仕様書 ※1	備考
監督職員	施工計画書	着工前及び必要の都度	1 部	第1編1-1-5	※3
監督職員	施工体制台帳、施工体系図	下請負契約締結後速やかに	1 部	第1編1-1-11	
監督職員	支給品清算書	工事完成時 (完成前に清算可能な場合はその時点)	1 部	第1編1-1-17	
監督職員	現場発生品調書	引き渡し時	1 部	第1編1-1-18	
監督職員	火薬類使用計画書	着工前及び必要の都度	1 部	第1編1-1-28	非火薬品 (破砕薬) 含む
監督職員	事故報告書	発生時	1 部	第1編1-1-30	
指導調整課	建設業退職者共済組合掛金収納書 (発注者用)	契約 (当初・変更・下請) 締結後1ヶ月以内	1 部	第1編1-1-41	

※1 表中の「共通仕様書」欄に記載している該当条項は、県土整備部の共通仕様書を参照する。

※2 「材料事前審査登録済み」の場合は、工事に関する承諾書の添付資料は省略できる。

※3 請負金額1,000万円以上。(ただし、1,000万円未満でも監督職員が必要と認めたとき)

別表－１

令和 年 月 日

中南農林水産事務所長 殿

会 社 名 ○○○○○

代表者名 ○○○○○

再生資材入手不可能による新材使用への変更依頼

令和〇〇年〇〇月〇〇日に契約した下記工事に係わる再生資材については、別紙のとおり入手が不可能なことから、新材使用への変更をお願いします。

記

- 1 工事番号 中農水（整）第8号
- 2 工 事 名 平川第一頭首エストマネ第2号工事
- 3 入手が不可能な再生資材

名 称	施工場所	施工時期	全体数量	1日の 施工数量

- 4 添付資料 各プラントの再生材供給可能量報告書

別表－２

令和 年 月 日

（受注者）

会 社 名 ○○○○○

代表者名 ○○○○○

（プラント）

会 社 名 ○○○○○

代表者名 ○○○○○

再生資材供給可能量報告書

再生資材の供給可能量について、下記のとおり報告します。

記

- 1 工事番号 中農水（整）第8号
- 2 工 事 名 平川第一頭首エストマネ第2号工事
- 3 再生資材

名 称	納入場所	納入時期	必要数量	納入可能量

※必要数量及び納入可能量については、全体または1日あたりの使用量を記入。

別紙

ゴム引布製起伏堰製作据付工事 特記仕様書 (平川第一頭首工ストマネ第2号工事)

第1章 総則

第1条 適用

1. 本仕様書は 青森県中南農林水産事務所（以下「発注者」という）が実施する平川第一頭首工ストマネ第2号工事（以下「本工事」という）に適用する。
2. 本工事の施工に当っては、農林水産省農村振興局整備部設計課制定「施設機械工事等共通仕様書」に準拠するほか、本仕様書、設計図面による。

第2条 その他、準拠規定

本工事の実施に当っては、以下の関連法規等に準拠するものとする。なお、これらの基準は契約時点における最新のものを適用しなければならない。

1. ゴム引布製起伏堰技術基準(案) (財)国土開発技術研究センター)
2. ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準(案) (国土交通省)
3. ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準(案) ・同解説 (国土交通省)
4. 機械工事施工管理基準(案) (国土交通省)
5. ゴム引布製起伏堰施設技術指針 (農林水産省)
6. 河川管理施設等構造令・同施行規則 (国土交通省)
7. 河川砂防技術基準(案) (国土交通省)
8. 鋼構造物計画設計技術指針 (農林水産省)
9. ダム・堰施設技術基準(案) (ダム・堰施設技術協会)
10. 水門・樋門ゲート設計要領(案) (ダム・堰施設技術協会)
11. ゲート用開閉装置（機械式）設計要領(案) (ダム・堰施設技術協会)
12. ダム・堰施設検査要領(案)(同解説) (ダム・堰施設技術協会)
13. 機械工事共通仕様書(案) ((一社)河川ポンプ施設技術協会)
14. 機械工事施工管理基準(案) ((一社)河川ポンプ施設技術協会)
15. 日本産業規格 (J I S) (日本規格協会)

- | | |
|-------------------|---------|
| 16. 電機通信設備工事共通仕様書 | (国土交通省) |
| 17. 日本電機工業会標準規格 | (J E M) |
| 18. 労働安全衛生規則 | (厚生労働省) |
| 19. コンクリート標準示方書 | (土木学会) |
| 20. その他関係法令規則 | |

第3条 一般事項

1. 提出図書

受注者は、以下の関係図書を指定期日までに提出し、発注者の承諾を得てから製作を開始しなければならない。また材質などの仕様変更箇所の比較を記載すると共に、根拠を記載した仕様変更比較書も提出すること。

- (1) 実施仕様書
- (2) 設計計算書^{※1}
- (3) 設計図面
- (4) 使用材料数量表・購入品一覧表
- (5) 施工計画書（実施工程表含む）
- (6) その他、発注者が必要と認めた図書および資料

※1：設計計算書の作成に当っては、内容が理解しやすいように作成すること。

2. 設計変更

- (1) 本仕様書、図面等に記載の事項を設計上、製作上等、受注者の都合でやむを得ず変更する場合は発注者の承諾を受けなければならない。
- (2) 発注者の都合によって仕様書または設計内容の変更又は追加を要する場合は、発注者および受注者が協議の上決定するものとする。

3. 充足義務

本仕様書、図面および説明事項に明記していない事項であっても、構造上、製作上あるいは輸送上具備しなければならない必要事項は、受注者の負担においてこれを充足するものとする。

4. 疑義

本仕様書等について疑義が生じた場合、すみやかに発注者に報告し協議の上決定するものとする。

5. 工事用電力

現場における加工、据付に要する電力は受注者で準備するものとする。

第2章 工事の概要

第4条 工事概要

本工事は、平川第一頭首工のゴム引布製起伏堰1門（右岸側）を更新設置するものである。

第5条 工事範囲

本工事の施工範囲はゴム引布製起伏堰1門についての、以下設備の設計、製作および撤去・据付までの一式とする。

(1) ゴム引布製起伏堰製作据付工事

① ゴム堰本体の撤去

ゴム袋体、取付金具、アンカーボルト、給・排気配管を撤去する。

② ゴム堰本体の製作、据付

ゴム袋体、取付金具、アンカーボルト、給・排気配管を製作し据付ける。

(2) 鋼製付属設備工事

① 取水ゲートスクリーンの撤去、製作、据付

(3) 土木工事

① 構造物撤去工

・既設の埋設配管（給・排気管）を撤去するため、既設下部工の躯体コンクリートのハツリを行う。

・ハツリに伴うコンクリート殻の産業廃棄物処理を行う。

② 躯体工

給・排気配管の既設撤去及び新設が完了した後、ハツリ箇所のコンクリート打設を行う。

③ 仮設工

河川内で工事施工を可能とするため、工事用道路、半河締切、排水処理等を行う。

(4) その他設計図書に記載のあるもの

第3章 設計

第6条 一般事項

1. 受注者は、次に示す設計条件等に基づき設計図書の内容について照査し、承諾申請図書を作成するものとする。
2. 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
3. 耐久性及び安全性ならびに維持管理を考慮した構造とする。
4. 運転が確実に操作の容易なものとする。
5. 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合は、その詳細を明記するものとする。

第7条 設計諸元

1. ゴム引布製起伏堰

型 式
門 数

ゴム引布製起伏堰
1門（右岸側）

堰 長	21.650 m
基準堰高	2.650 m
倒伏水深	3.180 m
下流水深	0.000 m
法 勾 配	左岸 1:1.0 右岸 1:1.0 中央ピア部 1:0.5
計画高水深 (H. W. L)	5.350 m
河川平均流速	3.470 m / s
膨張方式	空気膨張式
固定方式	2 列固定
操作方式	(起立) 常時 モーター駆動 非常時 エンジン駆動 (倒伏) 自動倒伏、手動倒伏
操作時間	(起立) 約 30 分 (倒伏) 約 20 分
堰設置基準面高	+62.485m

2. 取水ゲートスクリーン

型 式	ステンレス製スクリーン
設 置 数	3 面
純 径 間	3.400m
有 効 高	1.859m
設計水位差	0.500m
スクリーンバーピッチ	59mm
敷 高	+64.115m
傾斜角度	70°

第 8 条 設計基準

部材の安全率は、ゴム引布製起伏堰技術基準(案)((一財)国土開発技術研究センター)による。

なお、その他基準による場合は、発注者および受注者が協議の上決定するものとする。

第 9 条 使用材料

使用材料は、各々の使用区分に応じて設計条件を考慮し、最適のものを選定するものとする。また、主要部材の材料は、下表に示すもの、または、これと同等品以上のものとし、「ダム・堰施設技術基準(案)」及び「ゴム引布製起伏堰技術基準(案)」を準用するものとする。

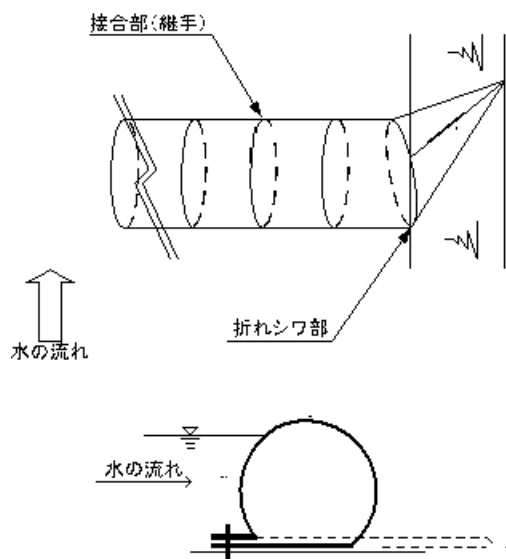
また、鋼材は製造者の規格証明書付きとし、機器については試験成績表を提出すること。なお、使用する機器の交換部品、消耗品、潤滑油脂類は長期にわたり容易に日本国内で入手可能なものとする。

名 称	材 料	備 考
袋体カーペット	ゴム引布	引張強さ 320.9N/m以上
押え金具	機械構造用炭素鋼（S45C）	袋体取付金具
敷き金具	一般構造用圧延鋼（SS400）	袋体取付金具
アンカーボルト	ステンレス鋼（SUS304N2他）	
給・排気管	配管用ステンレス鋼鋼管（SUS304TP他）	
取水ゲートスクリーン	ステンレス鋼（SUS304他）	

第 10 条 各部構造

1. 袋体ゴム引布（以下、「袋体」）

- （1）袋体は耐候性、耐熱性、耐オゾン性、耐老化、衝撃吸収に富み、設計水位に対し十分な強度を有するものとする。
- （2）袋体は洪水時には完全倒伏し、河川の流下断面を阻害しない構造とする。
- （3）袋体外層ゴムの厚みは摩耗度を考慮することとする。
- （4）袋体の接合部は張力が少ない位置（下図参照）に配置するものとする。



2. 袋体取付金具

- （1）押え金具及びアンカーボルトは十分な強度を有するものとする。
- （2）アンカーボルトは、万一損傷した場合でもコンクリートをはつらずにボルト部分の取替ができるものとする。

3. 給・排気配管

- (1) 給・排気管は起立、倒伏時間を考慮して適切な口径とし、内圧に対しては十分な強度を有するものとする。
- (2) 袋体に連結する給・排気口は法面及び河床部に数カ所設けるものとする。

~~4. 給・排気設備~~

- ~~(1) ブローの駆動には電動モーターを使用し、出力は設計圧力、起立時間を考慮し選定をおこなうものとする。~~
- ~~(2) 起立操作は操作盤面の起立ボタン操作で運転し、所定の袋体内圧力に到達したら自動で停止する方式とする。~~
- ~~(3) 倒伏操作は、自動及び手動で行えるものとする。自動倒伏は河川水位が倒伏水位に達すると機械式自動倒伏装置（バケット式自動倒伏装置）が作動するものとする。また、手動倒伏は排気バルブの手動操作ができるものとする。~~
- ~~(4) 過給による袋体の破損防止のため水封管式安全装置等の過給防止装置を設けるものとする。~~
- ~~(5) 袋体内もしくは配管内のドレンは、排気弁が開いた時に排水できる構造とする。~~

第4章 製作

第11条 製作

- 1. 受注者は指定日までに承諾申請図書を提出して発注者の承諾を受け、その図面に基いて製作に着手するものとする。
- 2. 製品は運搬、組立に支障のないよう必要に応じて、分割して製作し、各部材は現地において溶接、またはボルト締めを行って組立てるものとする。
- 3. 施工順序、分割要領等はあらかじめ十分に検討し、完全な計画のもとに工事を施工するものとする。
- 4. 一般鋼板の切断は原則として自動ガス切断機を用い、切断面は必要に応じて丁寧に仕上げるものとする。
- 5. ステンレス鋼板の切断は、プラズマ切断またはシャー切断によるものとし、切断面は必要に応じて丁寧に仕上げるものとする。
- 6. 溶接はアーク下向溶接を原則とするが、組立、据付上やむを得ない場合はこの限りではない。溶接面はあらかじめ塵芥、スラグ等を丁寧に清掃し、溶接部には溶接欠陥、脚長の過不足等がないように注意するものとする。
- 7. 溶接歪みの発生を防止するため、溶接順序を考慮するとともに適当な治具を用いるものとする。
- 8. 溶接工は十分熟練した溶接技能免許取得者を従事させるものとする。
- 9. ボルト孔はすべて機械キリで所定の大きさに正確にあげ、食い違いあるいは斜孔にならないように加工するものとする。

第5章 輸送・据付

第12条 輸 送

1. 受注者は輸送に先立ち輸送方法、経路、荷造方法等を示した輸送計画書を提出し、発注者の承諾を得るものとする。また、法定制限を越える輸送がある場合は事前に所轄警察署及び道路管理者と協議を行うこと。
2. 製品は据付工程に従って順次搬入するとともに工事現場付近の指定場所に整理し、最小限度に集積して据付工事の支障にならないようにするものとする。
3. 荷造は厳重に行い、輸送中に破損、歪み等を起こさないよう十分に注意するものとする。
4. 輸送中、事故により製品に損傷を生じたときは、納期に遅延を来たさないよう早急に修理、または代品を送付して工事に支障のないようにするものとする。
5. 運搬距離については製作箇所、輸送経路を制限するものではないため設計変更の対象としない。

第13条 据 付

1. 現地据付工事に当っては、この種の工事に熟練する技術者を現地に常駐させて工事全般の指揮、監督並びに対外交渉に当らせ、工事の円滑な進捗を図るようにするものとする。
2. 工事工程表を提出し、発注者の承認を得るとともに、関連他工事がある場合はよく協力して工事を進めるものとする。
3. 据付に先立って垂直、水平基準線は監督職員より指示し、その基準線により製品の据付位置を正確に芯出しする。据付にあたっては距離、間隔の狂い、あるいは前後左右の倒れ等のないように確実に堅固に据付けること。
4. 工事現場付近の安全管理には十分に注意するものとする。
5. 現地据付工事終了後は使用した足場、盤木、残材等を完全に撤去、清掃した後始末を完全に行うものとする。

第14条 施工管理

本工事の施工管理は、農林水産省農林振興局整備部設計課制定「施設機械工事等施工管理基準」による。なお、これらに定められていない事項については受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員と協議し決定するものとする。

第15条 条件変更の補足説明

本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は次のとおりである。

- (1) 設計諸元等の条件変更に係るもの。
- (2) 関連工事との調整に係るもの。
- (3) 不可抗力によるもの。
- (4) 法・基準の改正に係るもの。
- (5) その他本仕様書に定めのないもの。

別表－１

令和 年 月 日

中南農林水産事務所長 殿

会 社 名 ○○○○○
代表者名 ○○○○○

再生資材入手不可能による新材使用への変更依頼

令和〇〇年〇〇月〇〇日に契約した下記工事に係わる再生資材については、別紙のとおり入手が不可能なことから、新材使用への変更をお願いします。

記

- 1 工事番号 中農水（整）第8号
- 2 工 事 名 平川第一頭首エストマネ第2号工事
- 3 入手が不可能な再生資材

名 称	施工場所	施工時期	全体数量	1日の 施工数量

- 4 添付資料 各プラントの再生材供給可能量報告書

別表－２

(受注者)

会 社 名 ○○○○○

代表者名 ○○○○○

令和 年 月 日

(プラント)

会 社 名 ○○○○○

代表者名 ○○○○○

再生資材供給可能量報告書

再生資材の供給可能量について、下記のとおり報告します。

記

- 1 工事番号 中農水（整）第8号
- 2 工 事 名 平川第一頭首エストマネ第2号工事
- 3 再生資材

名 称	納入場所	納入時期	必要数量	納入可能量

※必要数量及び納入可能量については、全体または1日あたりの使用量を記入。